

接骨院 整骨院 では 健康保険の使える範囲が 決められています

健康保険が使えるかを
施術前に確認!

接骨院・整骨院の治療(施術)では、

保険証が「使える場合」と「使えない場合」があります。

健康保険の使える範囲を正しく理解して利用しましょう。



接骨院・整骨院で保険証が

使える場合

使えない場合

けがや原因のある痛みは 保険証が使えます

● 外傷性が明らかなけがによる
捻挫、打撲、挫傷(肉離れ)

● 骨折、脱臼

(応急処置を除き、継続してかかる場合は医師の診察と同意を得ることが必要です)

● 骨折、脱臼の施術後に
運動機能の回復を目的に
行った運動

(いわゆるストレッチングは対象になりません)



病気や原因不明の痛みなどには 保険証は使えません! 【全額自己負担】

● 疲労回復・
リラクゼーション目的
のマッサージ

● 脳疾患の後遺症など
慢性病

● 症状の改善がみられ
ない長期の施術

● 過去の交通事故
などによる後遺症

● 日常生活の疲れや
老化による
肩こり・膝の痛みなど

● 医療機関で同じ部位の
治療を受けているとき

● 医師の同意のない
骨折や脱臼の施術
(応急処置を除く)

● 仕事や通勤途上のけが
(労災保険が適用)

接骨院・整骨院で 健康保険を使うときは

ここをチェック

痛みの原因を正確に伝える

正確に原因を伝えて健康保険が使えるかを先に確認します。また、交通事故など第三者行為による負傷の場合は、先に健康保険に連絡してください。



領収証・明細書は必ずもらう

通院のたびに領収証・明細書を必ず受け取り、医療費通知と突き合わせて間違いがないかを確認してください。領収証は医療費控除を受ける際にも必要ですから、保存しておきましょう。
※常勤職員2名以下の場合などを除き、明細書は無料で発行することが義務付けられています。



長期間かかる場合は 医師の診察を

長期にわたって施術を受けても症状が改善しない場合は、内臓の病気が隠れていることも考えられるため、医師の診察を受けましょう。柔道整復師は医師ではないため、検査による診断を行うことができません。



書類は白紙で署名しない

「療養費支給申請書」は保険請求のための書類です。白紙で署名せず、記載内容を確認して自筆で署名します。利き手の負傷で記入できないときなど、やむを得ない理由があるときしか代筆は認められません。住所欄には郵便番号、電話番号を忘れずに記入してください。



治療内容について お尋ねすることがあります。

電話または文書で負傷原因、治療年月日、治療内容などを照会させていただくことがあります。受診の記録や領収証を保管し、照会がありましたらご自身でご回答されるようお願いいたします。回答いただけない場合は償還払い(先に全額を自己負担し、後から払い戻しを受ける)に変更させていただく場合もありますので、ご注意ください。